

防火管理者の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第15号

防火管理者の設置に関する規則の一部を改正する規則

防火管理者の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「の一部改正（昭和35年法律第117号）に伴い」を「に基づき」に改める。

第2条第2項中「学校等が」の右に「，消防法に規定する複合用途防火対象物に該当する場合，」を，「収容人員」の右に「（消防法施行令に規定する収容人員をいう。）」を加える。

第3条第1項第1号中「教頭」の右に「（教頭が複数置かれている場合は，校長が命じる教頭）」を加え，同項第2号中「その機関の長」を「庶務を担当する課長その他これに準じるとしてそのつど指定する者」に改める。

第4条中「この規則」を「この規則で別に定めることとされている事項及びこの規則」に改める。

附 則

この規則は，平成23年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）